

# 古事記天孫降臨の「詔之、此地者向韓國、真來通笠沙之御前」の解

尾崎知光

一

天孫降臨の終りの条に「其地者韓國真來通笠沙之御前……」という文があり、宣長は古事記伝で、日本書紀によつて本文を改めて説明している。古事記を尊び、書紀を「から心」という宣長にしてはふさわしからぬことであるが彼は「かならず」と確信にみちた言い方をしている。即ち、

此處の文は、かならず於是齋肉韓國、真來通笠沙之御前而詔之、此地者朝日之云々。とありけむを、詔之此地者の五字、

錯れて上に移り、齋肉脱、(但し是は書紀に依て、姑齋とするなり。其字は如何にもあるべし。)肉字は、向に誤れるものなり。故今は其如く訓つ。(又は齋肉韓國真來通、到二坐笠沙之御前二而。とありけむ。到坐二字、脱たるにもあるべし。)其故は、書紀に、齋肉之空國、自二頓丘一覺國行去、到二於吾田長屋笠狭之碕一矣、其地有レ一三人自二號事勝國勝長狹一、皇孫問曰、國在耶以不、對曰、此焉有レ國、請任意遊之、故皇孫就而留住。また一書に、齋肉胸副國、自二頓丘一覺國行去、立二於浮渚在平處一、乃召二國主事勝國勝長狹一而訪之、對曰、是有レ國也、取捨隨勅、時皇孫因立宮殿、是焉遊息。また齋肉空國、自二頓丘一覺國行去、到二於吾田長屋笠狭之御碕一、時彼處有レ一三神名二曰事勝國勝長狹一、故天孫問二其神一曰、國在耶、

一

對日在也、因曰馳勅奉焉、故天孫留<sub>二</sub>住彼處<sub>一</sub>。また到<sub>二</sub>于吾田笠狹御碕<sub>一</sub>、遂登<sub>二</sub>長屋之竹島<sub>一</sub>、乃巡<sub>二</sub>覽其地<sub>一</sub>。者、彼有<sub>レ</sub>人<sub>三</sub>焉名<sub>二</sub>曰事勝國勝長狹<sub>一</sub>、天孫因<sub>レ</sub>問之曰、此誰國歟、對曰、是長狹所住之國也、然<sub>レ</sub>今乃奉<sub>二</sub>上天孫<sub>一</sub>矣。などある文じもと、合せて思ふにも、又語のさまを思ふにも、眞<sub>マ</sub>來<sub>キト</sub>通<sub>ホリ</sub>笠沙之御前<sub>ニ</sub>と云は、必地語にして、詔<sub>ノ</sub>御言<sub>ニ</sub>は非<sub>ズ</sub>か<sub>シ</sub>。

そして「韓国」については、書紀ではすべて朝鮮をさすが、こゝは「韓は借字にて「もし此<sub>レ</sub>を正字とするときは、此にかなはず。其故は、まづ神代ノ、上卷に、既に韓国之嶋の事見えたれば、此に其ノ国のことあるまじきには非れども、此ノ段の古事は、みな大隅薩摩、日向の間のことにして、東南に向へる域なれば、向<sub>二</sub>韓<sub>一</sub>と云べき由なければなり。」空虚<sub>カクウ</sub>の義にて、即チ書紀の空国なり。（凡て物の空虚にして実<sub>ミ</sub>ノ無きを加良<sub>カ</sub>と云。殺<sub>カウ</sub>なども其意なり。さて書紀の空国をば、昔よりムナクニと訓めども、胸副<sub>ナツトム</sub>国に空ノ字をか、ずして、別<sub>コト</sub>に胸ノ字を書れたるを思へば、カラクニと訓べきにや。されどムナクニと訓ても意は同じ。……と説く。

## 二

この説に対して近代になって沢潟久孝氏は、古事記の文は古事記によつて解すべきであり、日本書紀によつて改訂すべきではないとして「此の地は遠く遙かに大海の彼方の韓国まで見放られ、山の方遙かに笠沙御前にまでまっすぐに通じてゐる。……」（国語国文、昭和十五年一月号）とされた。万葉学者として万葉集は万葉集によつて解すべしという強い主張をされた氏の同じ行き方である。この説は画期的なもので、以後定説となり今日に至っている。しかし「遙か彼方の韓国まで見放られ」というのは、宣長もいうように大隅薩摩日向の間のこととしては成り立ち難い解で、疑問が残る。不思議なことにはその疑問を残したまま現代では諸注すべてこれを承けついでいる。

## 三

ところが、霧島山系の主峯に韓国岳という山がある。その名は古い文献には見えないから昔からのものか否かという疑いがあるかもしれないが、山の名は古今変らない。富士山、伊吹山、吉野山、三輪山等々。山は神聖な神の住む所で、人を近づけない。一方、川の

名は流域によって里の名を付ける。川は人と親しいものである。従って神話の山は地名としてもそのまま伝えられている。阿多、笠沙の岬と同じく、現地の地名とみてよい。韓国岳については、『コンサイス日本地名事典』（三省堂）によれば

鹿児島県始良郡牧園、霧島二町と宮崎県えびの、小林二町との境にある、霧島山の最高峰、始良カルデラ中の円錐状火山。一七〇〇米。……

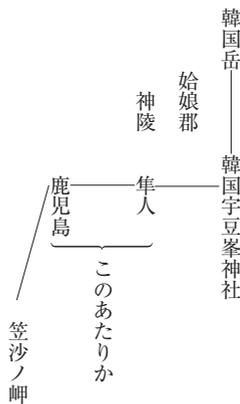
とある。

これによって、「韓国」は韓国岳及びその付近の地をさすとみることができる。そして旧国分市の北部に「韓国宇豆峯神社」があることが延喜式神名帳に出ている。この神名が「宇豆峯」とあることによって、山と対象にしたことが明らかであり、これは山を遥拝する里宮と思われる。この神社のことは宣長も言及しているが、彼は韓国を空国とみた上のもので、現実の峯としたものではない。

なお、後にものべるが、諸説を精密に検討して新説を出された金子武雄氏の『古事記神話の構成』（桜楓社）にも韓国については宣長の空国説に従いつつ「空国とは、山などによってさえざられることのない、からりと開けた国のこと」とされていて、地名となされて

いない。

以上によって、私は「向韓国真来通笠沙之御前」は、東は韓国岳及びその付近の地を、西南は遙かに笠沙の岬を望む宮居をさすと解したいと思う。



#### 四

宣長の提出した、もう一つの問題がある。それは「向韓国真来通笠沙之御前」を地の文として、「詔之」は以下の文のみへかかるとみる考えである。確かに文章としては朝日の直刺す国、夕日の日照る国という称え詞は、前文とは調子が異なるから、二つを続けない方が古文としては美しい。しかしそのためには「詔之」の位置を変えなければならず、宣長自身も他の処ではこのようなたとのわかない文も古文の格として認めるといっているものであり、強いて

改めなければならないほどのことではあるまい。

## 五

最後にもう一つ、「真来通笠沙之御前」の本文についての問題がある。真福寺本、猪熊本、前田家本などによると「真来通」は「真来通」となっている。これによって前述の金子武雄氏は「マメ」と訓み「よく見通しが利く」の意と解される。確かにその通りであってこれを否定すべき理由はない。この「真来」については三字を二字として、次のような組合せが考えられる。



これをどうみるかは結局推測の域を出ないが、私は「真」の字を二字として「直来」として「直チに來通ツりて（通ツひて）」と訓んではどうかと思う。「真」と「直」との異同は多く例のあるところである。

## 五

さて右の如くにして天降った天孫は、その山陵が「高千穂の西」、

始娘にあるところから、その近くの韓国宇豆峯神社のある旧国分市のあたりから鹿児島へかけてに高千穂の宮を定められたものと思われるが、この宮に五百八十年在世されたという、途方もない長い年月のうちにはその宮処も度々変ったことは想像される。勿論これらはすべて古代神話であるから、ただ遠い遠い大昔の物語ということではあるが、次のウガヤフキアヘズの命の山陵が大隅国吾平にあること、更に次の神武天皇の東征の起点が日向の東海岸らしいことから、同じく高千穂の宮と称しても同じ地に固定されていたとは考えられない。結局高千穂の宮というのは天降った日向三代の宮の総称とみるべきものである。本居宣長は現地のこと分らず、専らその地の白尾齋藏国柱と云う鹿児島の人『神代山陵考』の書によつてこちたき考証をなしているが、この場合は空しい結果に終わったといふべきである。やはり古事記は古事記の記述を素直によんで、その点で適正な判断をする外はない。